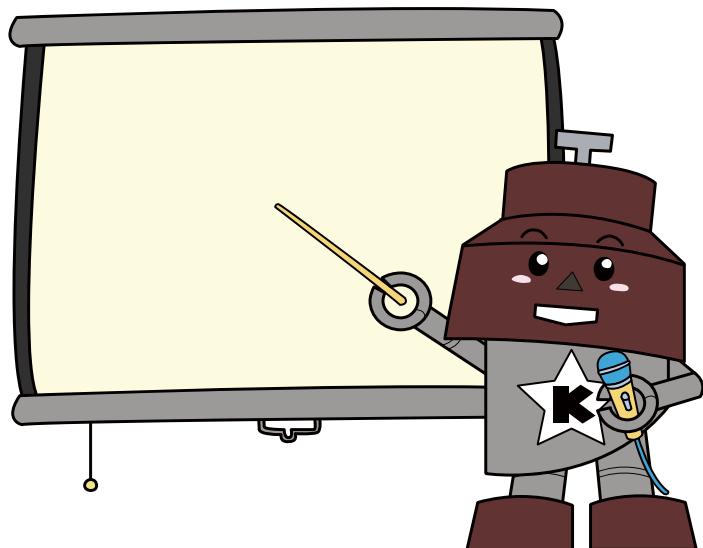


now.snow
日本語
now.snow



川口市マスコット「きゅぽらん」

Cupolan, PR Mascot of the city

川口市吉祥物“Cupolan”

Linh vật TP.Kawaguchi “Cupo l an”

가와구치시 마스코트 「큐포랑」

Kawaguchi mascot 「cupo l an」

Kawaguchi Maskotu 'Kyupolan'

● 川口市へようこそ（導入）

川口市には60万人を超える住人がおり、そのうち約16人に1人は外国人です。来日の理由はさまざまですが、皆さんは日本の生活を理解し馴染もうと努力して、楽しく生活しています。

初めて日本・川口にくる皆さんには、難しい制度やルールがあるかもしれません。地域の日本人・外国人と助け合い、お互いの文化を理解・尊重し、健康で楽しい毎日を送ってください。

また、川口市の多文化共生のために、皆さんの力をぜひ發揮してください。

1 生活ルールやマナー

(1) ごみの出し方

ごみの出し方は、住んでいる地域や建物によって異なり複雑で難しいですが、しっかり分別することで、新たな資源に生まれ変わり、人にも地球にもよい環境が生まれます。ルールを守ってごみを出しましょう。

家庭系ごみ（家庭から出るごみ）

家庭系ごみを出す場所は、「一般ごみステーション」と「資源物ステーション」の二種類があります。決まった日の朝8時30分までに出してください。ルールが守られない場合は収集できません。ステーションの場所は、近隣のかたに尋ねるか、市役所に問い合わせてください。

「一般ごみステーション」に捨てられるごみ

- 一般ごみ（生ごみ、写真、鞄、ぬいぐるみなど）週2回（収集日は地域で異なる）
- 有害ごみ（蛍光灯など）週2回（収集日は地域で異なる）
- プラスチック製容器包装（マーク『PET』がついているもの。）週1回（毎週水曜日）



一般ごみ



有害ごみ



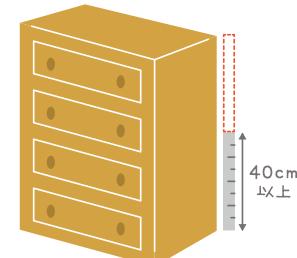
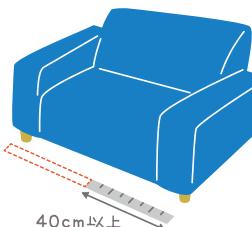
プラスチック製容器包装

「資源物ステーション」に捨てられるごみ：月2回（収集日は地域で異なる）

- びん（酒、飲料、調味料などの入れ物）
- 飲料かん（ジュース、酒などの飲料用かん。アルミ・スチールマーク『PET』のついているもの。）
- ペットボトル（飲料、酒などのペットボトル。PETマーク『PET』がついているもの。）
- 繊維類（古着、毛布など）
- 金属類（缶詰、スプレー缶、フライパンなど）
- 紙類（新聞紙、雑誌・雑紙、ダンボール、紙パック、紙製容器包装）

「その他」のごみ

- 乾電池
- 粗大ごみ（一辺40cmを超える大きなごみ）
- 家電リサイクル法対象品目（テレビ、電気冷蔵庫・電気洗濯機、エアコン、衣類乾燥機）



川口市ごみ分別ガイドとごみの収集日検索



従業員のお弁当の容器やたばこの吸殻など、その量や種類を問わず、商店、工場、事務所、飲食店など、家庭以外から出るごみは全て、「事業系ごみ」といい、家庭系ごみのステーションには一切出せません。間違った方法でごみを捨てると、5年以下の懲役、もしくは1千万円以下の罰金、またはこれらの両方が科されることがありますので、注意しましょう。

(2) 交通ルール・マナー

① 歩行者・自転車

- 原則歩行者は右側、車は左側通行です。
- 横断歩道、歩道橋など、安全な場所を横断しましょう。
- 踏切は、手前で必ず一時停止し、左右に電車が来ていないことを確認してください。警報機が鳴っているときや、遮断機が下り始めてからは、絶対に中に入らないでください。もし踏切を渡っているときに警報機が鳴ったら、急いで踏切から出ましょう。
- 自転車の五つのルール

A. 原則として車道を通行しましょう。

歩道は例外です。

B. 車道では左側を通行しましょう。

C. 歩道では歩行者が優先で、車道寄りをゆっくり走りましょう。

D. 安全ルールを守りましょう。

→ お酒を飲んだら運転してはいけません。

→ 二人乗りや横に並んで走ってはいけません。

→ 暗くなったらライトをつけましょう。

→ 信号を守りましょう。

→ 交差点では一旦止まって、安全を確認しましょう。



E. 子どもはヘルメットをかぶりましょう。



*埼玉県では、条例により、自転車損害保険への加入が義務化されています。



<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0311/jitensya/jitensyajyourei.html> (日本語のみ)

② バス・電車など

川口市ではバスや電車などの公共交通機関が充実しており、多くのかたが通勤や通学で利用しています。誰もが気持ちよく利用できるために以下のマナーに気をつけましょう。

A. 順番を守りましょう。

乗り降りの際は順番に並び、先に待っている人に割り込んではいけません。

B. たばこを吸うのはやめましょう。

停留所付近やホーム、車内は禁煙です。煙を嫌う人もいるので、タバコは喫煙所で。

C. 通話はやめましょう。

周りの人の迷惑になるので車内での通話は控え、電車やバスを降りてからにしましょう。

D. 大音量で音楽を聴かないようにしましょう。

音楽は心を弾ませるものですが、周りの人にとっては雑音にもなります。静かに過ごしたい人もいるので、イヤホンをして、外に漏れない音量で楽しんでください。



③ 自動車・バイクなど

日本で自動車やバイクなどを運転するには、日本の運転免許証が必要です。

そのためには、日本の運転免許の試験に合格するか、外国の運転免許を日本の運転免許に切りかえる審査に合格する必要があります。

また、その他の例外もありますので、詳しくは「埼玉県警察運転免許センター(P15)」にご連絡ください。

自動車やバイクなどは、大変便利な乗り物であると同時に、人の命を奪ってしまうかもしれないとしても危険な乗り物でもあります。自動車やバイクを運転するときは、このことをしっかりと意識して、ルールを守った上で、思いやりのある運転を心がけましょう。

(3) 生活マナー

① 近所のかたとのコミュニケーション

地域住民のつながりが強い日本人は、近所のかたとの交流を大切にします。また、災害時など、いざというときはお互いの助け合いも必要不可欠です。日常生活から挨拶など、近所のかたとコミュニケーションを取り、お互いを尊重できる人間関係を築きましょう。

② 騒音には注意

日本の住宅は、隣と近いので、大きな音は近所の迷惑になります。大声で話したり、大きな物音を立てたり、テレビや音楽などを大音量で聴いたりすることはやめましょう。

特に、夜の9時から朝の7時までは、静かにしましょう。周りの住人への思いやりの気持ちを大切にしてください。



こらむ コラム2

大声? 大きな音? それってどれくらい?

騒音の感じ方は人それぞれです。これくらいの音が大きいと表現するのは難しいですが、母国での生活と日本の生活を比べてみると、日本の静けさ(特に夜)に気付くと思います。日本は“静”を尊重する文化なので、皆さんもぜひ日本の文化を大切してくれると嬉しいです。

③ 共用スペースは大切に

マンションやアパートの廊下や階段などに物を置いてはいけません。地震や火災など、災害が発生したときに、荷物が邪魔で避難できなくなることもあります。気をつけましょう。



④ たむろはしない

コンビニや公園などに集まって、居座り・騒ぐことはいけません。本来の目的で利用したいかたが困ってしまうので、やめましょう。

⑤ まちはきれいに

ごみのポイ捨てはいけません。きれいな川口市をみんなで守りましょう。

(4) 町会・自治会

町会・自治会は、住みよい地域づくりをめざして、生活環境の保全や福祉の向上のために、さまざまな活動に取り組んでいる自主的な団体です。

【町会・自治会では、例えばこんな活動を行っています。】

・安全・安心のために『防災・防犯・交通安全活動』

・きれいなまちのために『環境美化活動』

・くらしの情報『広報活動』

・健康で楽しく暮らすために『文化・スポーツ・レクリエーション活動』

・支え合いのために『福祉活動』

加入には会費を支払う必要がありますが、活動の趣旨をご理解いただき、ぜひ

ひ町会・自治会に加入しましょう。日本の習慣や地域のこともよくわかり、近所の人とも親しくれます。

加入の手続きは、町会・自治会長さん、班長・組長さんにお申し出ください。

ご自分の町会・自治会がわからないときは、市役所にお問い合わせください。

こらむ コラム3

マンション・アパートに住んでいるけど・・・?

マンションやアパートに住んでいても、町会や自治会には加入できます。また、マンションの場合、町会・自治会の代わりに“マンション管理組合”といったものもあり、住人全員に加入義務があります。マンションやアパートによって状況は違いますので、市役所または契約をした会社に問い合わせてみるとよいでしょう。

(5) 防災・防犯

① 防災

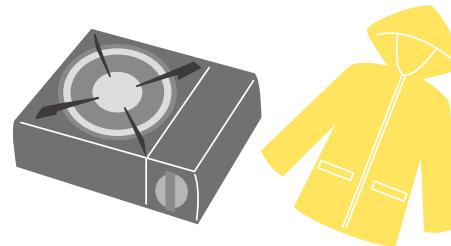
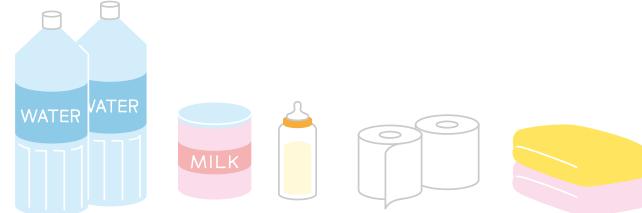
日本は災害、特に地震が多い国です。いつ地震が発生しても、冷静に対処できるよう防災知識を身に付けましょう。

『備え1』地震で家具が倒れないよう、家具は壁に固定しましょう。

『備え2』非常持出品・備蓄品を準備しましょう。

『備え3』近くの避難所や避難場所を確認しておきましょう。

『備え4』災害が起きた際、どう行動すればよいか家族と話し合っておきましょう。



...もし地震が起きたら、

A. 身の安全を図る(DROP(まず低く)→ COVER(頭を守り)→ HOLD

ON (動かない)

B. 火元の確認

C. 逃げ道の確保

D. 家族の安全

E. ブレーカーを切る

※家族など、大切な人を守るためにも、まずは自分自身の身の安全が第一です(自助)。自分自身の安全が確保できたら、家族はもちろん、近所に住む人とも助け合いましょう。(共助)

② 防犯

A. 自転車泥棒

駐輪場や路上のほか、自宅敷地内から自転車が盗まれることがあります。備え付けの鍵をかけていても盗まれることがあります。鍵は二つ以上つけましょう。

B. 車上狙い

車内に置いたままのバッグや財布などが盗まれることがあります。

- ・車から離れるときは必ず鍵をかける
- ・車の中に貴重品は置かない
- ・防犯設備の整った駐車場に止める
- ・防犯グッズを活用する

③ 子どもの被害

子どもが公園や道路等で声をかけられたり、つきまとわれたりすることがあります。

- ・知らない人にはついていかない
- ・一人にならない
- ・怖いときは大声で助けを呼ぶ
- ・出かけるときは家族に知らせる



④ ひったくり(窃盗)

徒歩や自転車で通行中の人を狙った窃盗があります。

- ・バッグは車道と反対側に持つ
- ・自転車のカゴには覆いをする
- ・貴重品は身につける
- ・周囲を警戒する



⑤ 女性の被害

深夜一人で帰宅する女性を狙った痴漢があります。

- ・明るく人通りの多い道を選ぶ
- ・防犯ブザーを携帯する
- ・音楽を聴きながら、携帯電話をいじりながらの帰宅は危険なのでやめましょう



(6) 医療

病気や怪我のときは、日本語のできるかたと病院に行くと、受診がスムーズです。

- ・健康保険に加入していないと、高額な診療代がかかる場合があるので、国民健康保険、会社の保険などに必ず加入しましょう。
- ・救急(交通事故による大きな怪我や意識がないなど)の場合は、119番に電話してください。24時間無料で受付しています。

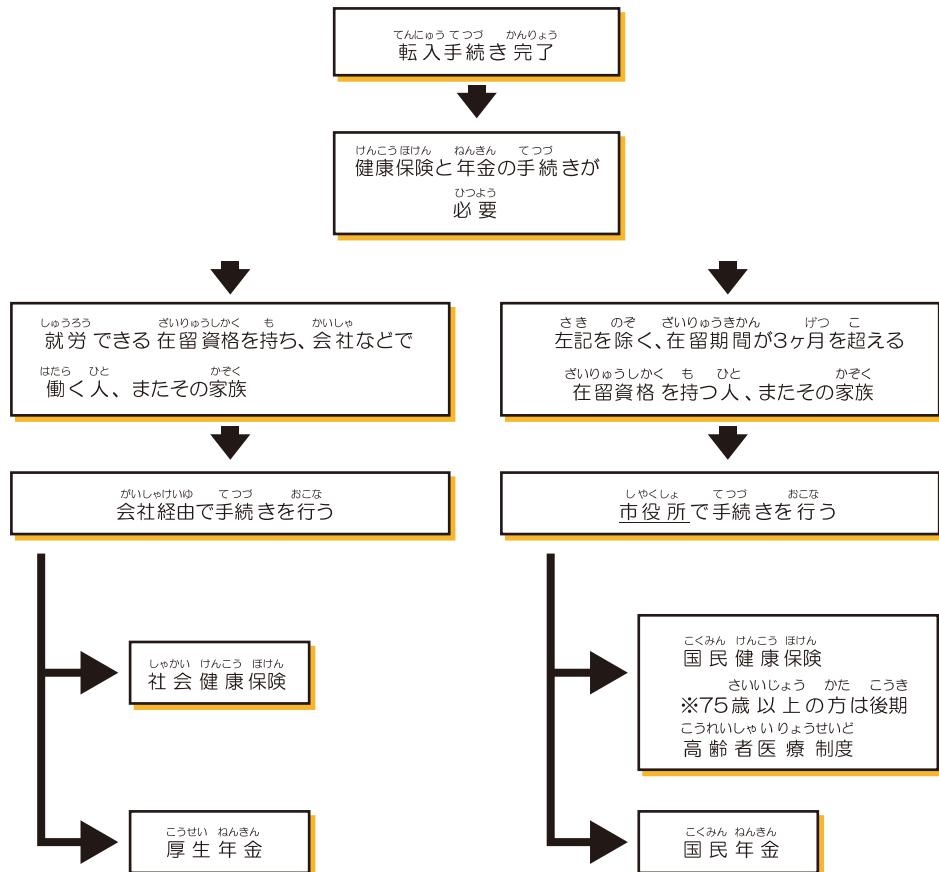
(7) 通訳・翻訳

川口市役所では、個別の通訳や翻訳を受け付けていません。
行政手続きや病院の診察等の通訳、在留資格の更新に必要な文書の翻訳など、
必要があるものは、日本語のできる家族や友人、または、民間の通訳・翻訳会社などにお願いしてください。

また、場合によっては、外国人総合相談センター埼玉（P15）を利用することもできますので、相談してみてください。

2 市役所の手続き

転入の際に必要な手続き



(1) 住民登録

中長期在留者（※在留カードを持っている人）は、住民登録が必要です。川口市に住み始めてから14日以内に転入の手続きをしてください。また、川口市から引っ越す場合は、事前に転出の手続きが必要です。

こらむ コラム4

在留カードは、皆さんを証明する大切なカードです。いつも身に付けてください。在留カードについては、東京出入境在留管理局（P15）に聞いてください。



(2) マイナンバー制度

マイナンバーは、税・社会保障・災害対策の三分野で活用される日本に住所のある全ての人に付与される12桁の番号です。

初来日等で、新たに住民登録をした際は、住民票の住所にてマイナンバーを知らせる「個人番号通知書」が届きます。個人番号通知書の内容に沿って、マイナンバーカードを申請します。マイナンバーは、会社やアルバイトなどの勤務先に提出するほか、引越しをする場合に住所を書き換える手続きも必要になります。とても大切なので、紛失や盗難に気をつけて大切に保管してください。

※通知カードは令和2年5月25日に廃止されました。



こらむ コラム5

マイナンバー制度って？・・・
社会保障、税、災害対策の分野において、住民の利便性の向上や公平・公正な社会を実現するために作られた制度です。

(3) 税金

日本に住む人は、国籍に関係なく全ての人に納税の義務があります。税金の種類はさまざまですが、皆さんに納めていただいた税金は、教育・福祉・医療をはじめ、文化・環境・産業などいろいろな行政サービスに活用されます。しっかりと納税の義務を果たしましょう。



こらむ コラム6

在留資格の更新時には、納税の証明書が必要です。いざというとき困らないためにも、税金の払い忘れないように普段から気をつけましょう。

(4) 年金

年金は、老後の暮らしをはじめ、事故などで障害を負ったときや、一家の働き手がなくなったときに、みんなで暮らしを支えあおうという仕組みです。日本に住む20～60歳未満のかた全てに年金制度への加入義務があります。

“国民年金”自営業者や無職の人など

“厚生年金”就労できる在留資格を持ち会社などで働く人、またその配偶者

なお、母国に帰国する場合、一定の条件を満たせば、これまで支払った年金の一部を受け取ることもできますので、日本年金機構 浦和年金事務所(P15)にお問い合わせください。

(5) 健康保険

健康保険は、皆さん方が支払う税金をもとに、病気やけがをしたときの医療費負担を少しでも軽くし、安心して医療を受けられるようにしようという目的で設けられています。皆さん自身のためだけでなく、多くの人を支える仕組みになっているので、「自分は病気やけがをしないからいいや」ではなく、しっかりと納税義務を果たしましょう。

“国民健康保険”下記を除く在留期間が3ヶ月を超える人(75歳未満)

“会社の健康保険”就労できる在留資格を持ち会社などで働く人、またその家族

(6) 結婚・出産

結婚するときは、婚姻届を提出することで、夫婦となります。

また、子どもができたら、妊娠届出書を提出することで、母子健康手帳を受け取れます。母子健康手帳は、予防接種や健診の結果を記録するもので、大切に使用しましょう。

日本で子どもが生まれたら、生まれた日を含めて14日以内に出生届を提出してください。(生まれた日から30日以内に、本国籍大使館と東京出入国在留管理局で手続きも必要です。)



(7) 子育て

① 医療費

子どもが必要とする医療を受けやすくするため、子どもに対する医療費の一部を支給する“子ども医療費支給制度”があります。この制度を利用するには、あらかじめ資格の登録が必要です。出生・転入をした際は、15日以内に手続きをしてください。

② 乳幼児健康診査

乳幼児健康診査は、お子さんの健やかな発育と発達の節目となる大切な健診です。自宅に通知が届くので、忘れずに受診しましょう。また、“妊産婦、新生児訪問指導”として、赤ちゃんが生まれたすべての家庭を保健師または助産師が訪問します。子育てについて困ったことがあれば、相談してください。

③ 予防接種

川口市では、感染予防、発病防止、症状の軽減、病気のまん延防止などを目的として、定期予防接種を実施しています。予防接種の対象となるかたには、自宅に通知を発送するので、必ず内容を確認してください。

④ 保育所

保護者の就労等の理由により、家庭でお子さんの保育ができないときに、保護者に代わって保育を行う施設です。保育所へ子どもを預けたい場合、手続きや審査があります。詳しくは市役所にお問い合わせください。

⑤ 小中学校

日本では、満6歳から15歳までの小学校6年間、中学校3年間が義務教育です。川口市では、来年度に小学校へ入学されるお子さんをもつ保護者のかたへ、毎年1月下旬に入学案内のはがき(入学通知書)を送付しています。はがきが届かない場合は、市役所にお問い合わせください。

⑥ フラム7

川口市内の小中学校へ転入されるかたへ・・・

事前に転入する学校へ連絡した後、必要な書類を転入する学校あてにご自身で提出していただきます。詳しくは、市役所までご連絡ください。

3 外国人相談窓口

日本語と外国語で川口市の情報提供、簡易な生活相談、日本語教室の案内などを行っています。

(1) 場所 所: かわぐち市民パートナーステーション(川口1-1-1キュポ・ラ本館棟M4階)

対応言語: 日本語・英語・中国語・韓国語・ベトナム語・ネパール語・インドネシア語・タガログ語・タイ語・ポルトガル語・スペイン語・クメール語・ミャンマー語

受付時間: 火曜日～土曜日 9:00～12:00、13:00～17:15

※祝日・年末年始は休みです。

(2) 場所 所: 市役所第一本庁舎(青木2-1-1)

対応言語: 日本語・英語・中国語・韓国語・ベトナム語・ネパール語・インドネシア語・タガログ語・タイ語・ポルトガル語・スペイン語・クメール語・ミャンマー語・トルコ語

受付時間: 木曜日 10:00～12:00、13:00～16:00

※祝日・年末年始は休みです。
※トルコ語の受付時間は、変更になることがあります。

テレビ電話による通訳、または、外国語の話せる国際交流員・外国人相談員が対応します。
詳しくは下記をご覧ください。

<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01060/020/4/3584.html>



4 日本語の学習

川口市には、ボランティアの日本語教室がたくさんあり、ほとんどの教室が無料です。

それぞれ時間・場所・勉強方法など違うので、自分にあった教室を見つけてください。

各教室の内容については、教室の人に電話して聞いてください。

※日本語のできるかたに、電話してもらってください。

【教室一覧】

<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01060/020/4/4970.html>



5 外国人に役立つイベントなどの情報

川口市では、外国人の皆さんが日本の生活に馴染めるよう、さまざまなイベントを行っています。

・日本語を母語としない子どもと保護者のための高校進学相談会

外国とは異なる日本の高校入試制度や学校生活・学費などの進学に関する基本情報の説明会です。高校入試は子どもだけでなく、親御さんのサポートも大切ですので、学校の先生や高校の先輩に話を聞けるこの機会を有意義に活用してください。

・外国人対象の防災訓練講習会

日本は地震や洪水など、多くの災害が発生する災害大国です。これまで出会ったことのない災害が発生した際、被害を最小限に抑え、落ち着いて行動できるよう、適切な対応や心構えを学びましょう。

・外国人住民対象の税と年金の講習会

日本の税・年金制度について理解を深め、納税の義務を果たし、必要なサービスを享受できるように講習会を開催します。日本の税と年金の制度は、日本に住む皆が助け合う素晴らしい制度です。複雑で難しい面もありますが、しっかりと学びましょう。

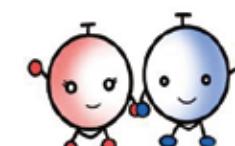
・外国人による日本語スピーチコンテスト

日本語を母語としない方々に、育った国との文化の違いや、川口市で生活して感じたことなどについて、日本語で発表してもらいます。コンテスト形式で、優勝者はもちろん、上位の方には、賞品もお渡しします。日本語能力を試す絶好の機会ですので、ぜひご参加ください。

※出場には条件がありますので、協働推進課(048-227-7607)までお問い合わせください。

・多文化共生情報誌TOMO×TOMO

市内在住の日本人・外国人向けに発行している情報誌です。年に3回発行し、生活に役立つ情報や川口市の紹介などを掲載しています。外国人にも読みやすいようにふりがなをふり、外国語(英語、中国語、韓国語、ベトナム語)も併記しているので、ぜひご覧ください。



6 役に立つ大事な施設や機関

・川口市役所

受付時間：8時30分～17時15分（月～金曜日（祝日・年末年始を除く）

所在地：川口市青木2-1-1 電話：048-258-1110

・東京出入国在留管理局

受付時間：9時～16時（土日・休日除く）

所在地：東京都港区港南5-5-30 電話：0570-034-259

・東京出入国在留管理局さいたま出張所

受付時間：9時～16時（土日・休日除く）

所在地：さいたま市中央区下落合5-12-1さいたま第2法務総合庁舎1階
電話：048-851-9671

・外国人総合相談センター埼玉

受付時間：月～金曜日 9時～16時（土日祝日、12月29日～1月3日を除く）

所在地：さいたま市浦和区北浦和5-6-5 電話：048-833-3296

・日本年金機構 浦和年金事務所

受付時間：月～金曜日 8時30分～17時15分（土日祝日、12月29日～1月3日を除く）

所在地：さいたま市浦和区北浦和5-5-1 電話：048-831-1638

・法テラス多言語情報提供サービス（日本司法支援センター）※法律相談

受付時間：9時～17時（平日） 電話：0570-078377

・ハローワーク川口 ※職業相談・職業紹介

受付時間：8時30分～17時15分（土日・祝日・年末年始を除く）

所在地：川口市青木3-2-7 電話：048-251-2901

・運転免許センター（埼玉県警察）

受付時間：8時30分～16時45分（土日・祝日・年末年始を除く）

所在地：鴻巣市鴻巣405-4 電話：048-543-2001

・緊急時

110番 警察（犯罪・交通事故）

119番 消防・救急（火事・急病・けが）

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、受付時間が変更になるときがあります。

7 新しい生活様式

新型コロナウイルスの感染リスクを減らすために「新しい生活様式」を日々の生活

に取り入れて実践しましょう。

・人との間隔はできるだけ2m（最低1m）空ける。

・遊びに行くときは屋内より屋外を選ぶ。

・会話をする際は可能な限り真正面を避ける。

・外出時、屋内でも会話をするときは症状がなくてもマスクを着用する。

・家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。

・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う。（手指消毒液の使用も可）

・高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

風邪症状があるときは、無理な外出を控えましょう。「換気が悪い」、「人が密に集まって過ごすような空間」、「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所」を避けることもウイルスに感染しないために効果的です。一人ひとりが取り組むことが大切ですので、上記のことを日々心がけましょう。

・新しいコロナウイルスの影響で困っている外国人のための「FRESCヘルプデスク」

受付時間：9時～17時（土曜日、日曜日、祝日は開いていません）

電話：0120-76-2029 ※お金はかかりません

・外国人向け新型コロナウイルス相談ホットライン

受付時間：24時間（土曜日、日曜日、祝日を含む）

電話：048-711-3025

・川口市新型コロナウイルス感染症相談電話

受付時間：8時30分～17時15分（月～土曜日）

電話：050-3614-4454

